附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年八月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　示

○総務省告示第二百五十一号

家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号）第四条第一項の規定に基づき、家計調査の調査地域を定めたので、同条第二項の規定に基づき、家計調査の調査地域を定める等の件（昭和五十年総理府告示第三十五号）の一部を次のように改正し、平成三十年一月一日から施行する。

平成二十九年八月二十四日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表

都道府県名	調査市町村名
［略］	［略］
青森県	青森市　八戸市
岩手県	盛岡市　久慈市　一関市
宮城県	仙台市　石巻市　柴田町　加美町
秋田県	秋田市　大館市
［略］	［略］
福島県	福島市　郡山市　塙町
［略］	［略］
栃木県	宇都宮市　小山市　上三川町
［略］	［略］
富山県	富山市　滑川市　射水市
石川県	金沢市　七尾市　輪島市
［略］	［略］

改正前

別表

都道府県名	調査市町村名
［同上］	［同上］
青森県	青森市　むつ市　東北町
岩手県	盛岡市　遠野市　一関市
宮城県	仙台市　石巻市　白石市
秋田県	秋田市　湯沢市
［同上］	［同上］
福島県	福島市　郡山市　田村市
［同上］	［同上］
栃木県	宇都宮市　足利市　上三川町
［同上］	［同上］
富山県	富山市　魚津市　射水市
石川県	金沢市　七尾市　能美市
［同上］	［同上］